



令和8年7月10日(金)発行

生活指導便り 7月号

渋谷区立広尾中学校 生徒部

7月の生活目標

学校をきれいにしよう

今月の生活目標は、「学校をきれいにしよう」です。青山キャンパスに移転してきたら、もうすぐで1年が経ちます。仮校舎ではありますが、今後広尾中が旧校舎に戻ったあとは原宿外苑中や鉢山中が青山キャンパスを使用します。次に使う人たちに気持ちよく使ってもらうためにも今月は大掃除があるのできれいにしてもらえたらと思います。学校全体を全員できれいにしましょう。また、夏休みになるまでに学校にある自分の持ち物は全て持ち帰りをお願いします。



なぜ掃除をするのか。

そもそも、掃除とはいったい何でしょう？「しなければいけないから」、「キレイになると気持ちがいいから」と理由は様々浮かんできます。掃除は、一般的に散らかったものを整理整頓し、チリやホコリを払って、より美しくするために磨き上げることなどを言います。キレイに掃除した後は、空気も違って感じられるほどの清潔感にあふれ、その場にいる人の心を清浄な空気で満たします。しかし、掃除の意味は果たしてそれだけでしょうか？ここで一度、私たちがなぜ掃除をするのか一緒に考えてみましょう。

パナソニックを一代で築き上げた、日本を代表する実業家・松下幸之助氏が、掃除を「仕事と同等に重要なもの」とみなしていたことは知っていますか。「掃除を完全にするということは、一大事業である」「掃除ひとつできないような人間だったら、何もできない」という言葉まで残しているほどです。



掃除というと、「単純な作業」「誰にでもできること」というイメージをもっている人もたくさんいるでしょう。しかし、誰にでもできることを自ら実践し、いかに段取りよくできるか考えることが、仕事面での成長にもつながると、松下氏は考えていました。

また、掃除をすればその場所がキレイになり、気分もスッキリします。美しく整えられた場所には、それに見合う魂が宿ります。日本では、昔から「掃き清める」「拭き清める」という表現があるように、掃除には、その場所を清め浄化する意味があると考えられています。そして、それは目に見える所だけではなく、あなた自身の心の中にも通じるのです。掃除をして自分の居場所を整えることは、自分の心の中を整え清め浄化することにもなるのです。

同じように、キレイな学校はそこで行われる物事の価値そのものを高めます。反対に、玄関やトイレが汚れていたり、チリがあっても気づかず通り過ぎたりする学校には、気付かないうちに邪気が宿り、なんとなく空気が澁んで、何事もうまく進まなくなります。

「たかが掃除」とあなどってははいけません。その職場がどのような状態であるかということは、そこで活動する人たちの心や、その学校の目に見えない中身を映し出す「鏡」そのものでもあるのです。



「はーとふるウィーク」

先週の6月29日(月)から全校で「はーとふるウィーク」を行っています。「はーとふるウィーク」とは、先生と1対1でじっくりと話ができる機会です。将来のことや学習、部活動について、努力していること、友達のこと、趣味など、お話をすることはできましたか？先生方とお話をしたことで、今までよりも関わりが増えると嬉しいです。



また、もし何か困っていること、不安や悩みなどがある場合には、いつでも迷わずに相談をしてください。先生たちは広尾中生全員が安心して楽しく学校生活を送ってほしいと願っています。決して一人で抱え込まず、頼れる人で良いので相談をしてほしいと思います。タブレット端末のデスクトップにも「そうだん」というアイコンがあり、クリックすると相談機関が記載されているページがあるので、何かあればそちらにも相談をしてください。



自転車の交通違反の罰則が変更になりました！

これまで、自転車の交通違反によって検挙されると、いわゆる「赤切符」等を用いた刑事手続き(有罪となった場合は前科がつく)により処理されてきました。ただ、赤切符による処理は、取締り時の書類作成や、取調べのための出頭など、青切符が導入されている自動車の交通違反と比べて時間的・手続き的な負担が大きく、検察に送致されても不起訴とされる場合があり、違反者に対する責任追及が不十分であると指摘がされていました。さらに、自転車関連の交通事故件数は、令和2年以降、横ばいが続き、また、自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3は自転車側にも法令違反があります。このように自転車を取り巻く交通事故情勢が厳しい中、警察は取締りを強化しており、交通違反の検挙件数は増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、迅速な処理を可能としつつ、悪質・危険な交通違反に対する実効性のある責任追及が求められました。

そこで、令和8年4月から自転車にも青切符を導入し、迅速な処理を可能とするとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、違反者への実効性のある責任追及ができるようになります。



青切符の主な対象違反と反則金の目安

「青切符」制度とは、次のとおりです。

対象は、16歳以上の者が行った自転車の反則行為(信号無視や一時不停止など、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるもの)

処理方法は、警察官から違反者に反則行為などが記載された「青切符」と、反則金の納付時に銀行や郵便局の窓口を持参する「納付書」が交付される。反則金を納めることで処理が終了し、刑事手続きには移行せず、前科がつかないとしています。

16歳未満だから大丈夫ということではなく、皆さんはいずれ16歳になるので、今のうちからルールを正しく理解し、安全に自転車に乗車してほしいと思います。

 携帯電話使用 (ながらスマホ) 12,000円	 遮断踏切立入り 7,000円	 信号無視 6,000円
 通行区分違反 6,000円	 ブレーキ不良 5,000円	 一時不停止 5,000円
 傘差し・イヤホン走行 5,000円	 無灯火 5,000円	 並走 3,000円